

### Ⅲ 全体としての点検評価

#### 1 教育委員会としての総括

##### 【教育改革の推進】

25 年 3 月に改訂した大阪市教育振興基本計画に基づき、26 年度は、「子どもの自立に必要な力の育成」をはじめ 3 つの経営課題を掲げ、経営課題の解決に向け「学力の向上」など 7 つの戦略を定め、戦略に沿って 26 の具体的取組を進めてきた。習熟度別少人数授業や学校教育 I C T、英語教育をはじめとするカリキュラムのイノベーションにつながるモデル事業を更に進め、それらの取組は一定の有効性を発揮している。

また、26 年度は、特に学力面や生活指導面での課題を有する学校に対して、「学習サポーター」や「生活指導支援員」の配置を行うなど、学校の課題の改善に向けた重点的な支援を行うとともに、校務支援 I C Tシステムの全稼働等の施策を進めるなど、成果を更に伸ばし、課題の改善を支援するための施策に取り組んできた。

これらの各取組を総合的に推進した結果、27 年の全国調査における正答率の全国に対する割合は、小学校においては国語 B 問題を除いて改善が見られない状況であるものの、中学校においては、全ての教科（国語 A・B、数学 A・B）で顕著な改善が見られる。

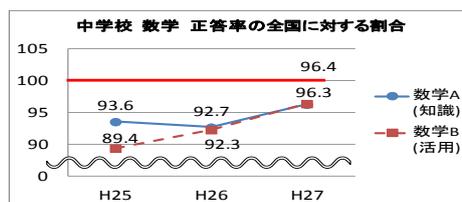
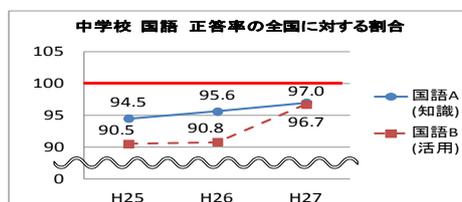
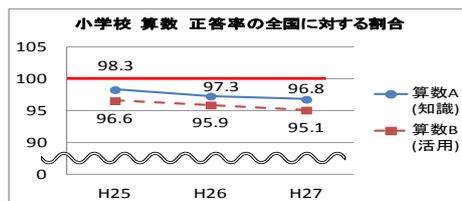
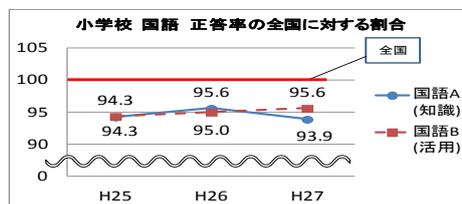
今後は、教育効果が見込まれるモデルカリキュラムの全市展開はもとより、各校の学力の状況や課題の検証・分析に基づいた、更にきめ細かで多面的な支援を、分権型教育行政システムにおいて、区と連携して進めるとともに、学校現場の多忙感を軽減するための施策を講じて、改革の更なる推進を図っていく必要がある。

##### 【現役世代への重点投資】

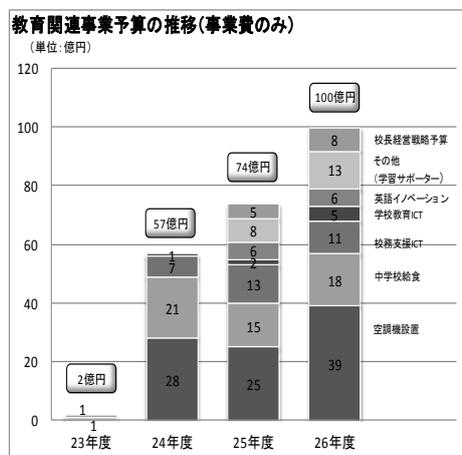
23 年度から 26 年度までの教育関連事業予算の推移を見ると、24 年度から、空調機設置、中学校給食、校務支援 I C T、学校教育 I C T など新たな事業を進め、年々拡充するとともに、25 年度からは、英語イノベーションや校長経営戦略予算、26 年度からは学習サポーターや生活指導支援員の配置、学習教材データの配信などの新規施策により、各学校園では教育改革が総合的に進展してきている。

##### 【教育現場への支援】

本市では、児童生徒の学力向上をめざし、25 年度から教育現場への支援を充実させてきており、26 年度は特に、カリキュラムのイノベーションをはじめ、課題を有する学校への重点的な支援や、学校現場の多忙感を軽減するための教育環境の充実に取り組んだ。



※本市数値=全国平均を 100 としたときの数値



## ◆カリキュラムのイノベーション

### ・学校教育ICT活用事業

最新のICT環境の中で、これまでの一斉学習に加えて、「児童生徒が教え合い、学び合う協働学習」「言語活動の充実」「児童生徒一人一人に応じた学習」等を実践することにより、「知識・理解」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲」「情報活用能力」の育成を図る「学校教育ICT活用事業」を進めている。25年度はモデル校7校で実証研究を行うとともに、各校に無線LAN環境、電子黒板、タブレット端末（小学校40台×4学年、中学校80台×3学年）を整備し、26年度はモデル校を8校に拡大し、実証研究に取り組んだ。その結果、モデル校の児童生徒、教員に対するアンケート調査から、「友だちと一緒に考えたり、考えをまとめあったりしている」と回答する児童生徒の割合が、研究1年目が76.6%であったのに対し、2年目である26年度には80.8%に、「児童生徒同士やグループで協力して学習する活動を行っている」と回答する教員の割合が、同じく研究1年目に84.8%であったのが85.8%と向上し、協働的・主体的な学びにつながる授業スタイルに変化してきている。

## ◆課題を有する学校へのきめ細かな支援

### ・学習サポーターの配置

学力面に課題が大きい児童生徒に対して、授業中や課外に行う補充学習の場において個々にアドバイスを与えるなどの支援が行えるよう、学力向上に取り組んでいる小学校60校、中学校30校に「学習サポーター」を配置し、国語科、算数科、数学科等における教員の学習指導や長期休業中における補充学習会において、児童生徒への個別支援や質問への対応、励ましなどの学習支援を行った。配置校のアンケート結果によると、「学習サポーターの配置により、児童生徒の学力はあがっていると思いますか」の質問に対して、「非常にあがっている」「あがっている」との回答が、小学校で96.6%、中学校で76.7%となっており、多くの学校で学力が向上したと感じている。また、学校独自の調査においても、「授業がわかりやすい」「授業でわからないことについて先生に質問しやすい」等の項目の数値が向上したとの報告もあった。

### ・生活指導支援員の配置

いじめ・暴力行為・不登校等の課題を抱える学校に、警察官経験者や児童生徒の指導経験者等を生活指導支援員として配置し、児童生徒が落ち着いて取り組むことができる学習環境づくりを進めている。生活指導支援員は、学校組織の一員として教職員と協働し、問題行動の発生時における児童生徒及び保護者への指導、サポートセンター等の関係機関との連携・調整、問題行動の未然防止に向けた児童生徒及び保護者への指導・助言、児童生徒の問題行動の解決に向けて、全教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒指導に関する教職員への助言等の業務を行っている。これらの取組により、26年度配置校においては、警察官経験者を多く配置した中学校内における暴力行為の発生件数が、25年度に1,066件であったのに対して26年度は893件と減少し、児童生徒の指導経験者等を多く配置した小学校における不登校の児童数が、25年度に163件であったのに対して、26年度は105件と大幅に減少するなどの成果が見られた。

## ◆学校の多忙感を軽減する教育環境の充実

### ・校務支援ICT活用事業

ICTの活用による校務の効率化と情報の高度利用に向け、25年1月に教員一人1台のパソコンを整備し、25年3月からグループウェア・学校ホームページ作成・保護者メール送信機能などを全校で稼働するとともに、25年度は校務支援システムの開発と試験導入校31校での運用検証を行った。ICT活用事業の導入により、学校ホームページは迅速な更新により情報発信力が進み、保護者や地域住民が知りたい情報にアクセスできる環境が整ったほか、試験導入校では通知表や指導要録の転記作業や手書き処

理が不要になるなど校務支援機能とグループウェアの活用と合わせて、25年度には、教頭は年間136.3時間、学級担任は年間168.1時間の校務の効率化が図られ、事業目標の年間100時間を大きく上回る効果が見られた。また自宅パソコンでのテレワークを可能にすることで個人情報保護のセキュリティが強化される等の効果が確認された。26年4月からは、校務支援システムを全校稼働し、セキュリティを含めた運用の向上と安定を図りつつ利活用を推進した。試験導入校においては、リテラシーの向上やシステム改善およびシステム習熟などにより、26年度は、教頭は年間229.8時間、学級担任は年間224.1時間の校務の効率化が図られ、25年度と比較しても大きな効果が見られた。今後とも、このような校務の効率化を推進することで教員の児童生徒と向き合う時間の増加につなげていくとともに、校務情報の高度化や知見の共有を進めるなど学校経営・運営に寄与する取組を進める。

### 【学校経営の強化、切磋琢磨する教育環境整備】

26年度は、学校が、創意工夫をこらした学校運営を進めるための仕組みづくりや、子どもや保護者の選択機会の拡大や学校情報の積極的な提供を実施した。

#### ・校長経営戦略予算の拡大

25年度に制度構築を行った校長経営戦略予算は、校長が裁量を十分に発揮し、学校や地域の実情に応じた特色化を推進する予算として配付するもので、各学校が策定する「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校規模に応じて配付する基本配付予算と、特色ある学校づくりに必要な事業を計画する学校に対して、500万円を上限に、第三者の評価を経て配付する加算配付予算からなる。加算配付予算については、25年度は申請が364校あったにもかかわらず75校（申請校の21%）しか選定することができなかった。そこで、26年度においては、学校や地域の実情に応じた特色化を推進し、各学校が定める「運営に関する計画」に掲げる優れた取組をより多くの学校が実践できるように、25年度実績ベースで申請校の5割を選定できるよう予算を拡充し、総額7億1千7百万円を計上した。26年度の申請校は420校となり、そのうち180校（申請校の43%）を選定し、対象校とした。事業2年目を迎え、申請数が増加しただけではなく、申請内容についても自校の現状を的確に捉え、それに整合した目標や取組を設定できているものが多かった。

（校長経営戦略予算の実践事例）

- ・学力向上の取組として、図書館の整備・充実、ブックワゴンの設置等を行うとともに、学習スペースを整備し、放課後・夏期学習会等を実施した。その結果、読書が好きな児童や自習学習を行う児童が増加した。（西淡路小学校）
- ・体力向上の取組として、トップアスリートや専門的な技術指導者、大学教授による実技講習会、プロのダンス講師による体験授業を実施した。その結果、生徒の運動に対する関心・意欲を高めるとともに、将来に夢や目標を持って学習する生徒の育成を図ることができた。（横堤中学校）

#### ・学校選択制の導入＝実施区数の推移

教育委員会では、24年4月から実施した保護者、地域、小中学校長の代表、学識経験者、公募委員等による「熟議」の報告を踏まえ、就学制度の改善についての方針を24年10月に策定した。その方針に基づき、各区長が保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を十分踏まえ、区の実情に即した就学制度改善の方針案を策定している。学校選択制の導入の状況については、26年度は小学校6区、中学校12区、27年度は小学校21区、中学校23区で実施しており、28年度は小学校22区、中学校23区において導入することとしている。なお、学校選択制にかかる課題整理のための検証として、26年7月に、26年度に学校選択制を導入した区において保護者アンケートを実施した。学校を選択した理由の上位5位は、小中学校とも「自宅から近い」（76.9%）「校区の学校だから」（61.4%）「友だちと同じ学校だから」（44.8%）「兄弟が通学している」（26.6%）「通学上の安全」（20.5%）である（数字は小中学校合計の割合）。一方、校区外の学校に通学している回答者では、小学校は「自宅から近い」（55.6%）「友だちと同じ学校だから」（35.9%）「通学上の安全」（30.3%）のほか「学校の校内環

境」(30.3%)が、中学校では「学校の校内環境」(46.7%)「教育方針や教育内容」(32.5%)「部活動」(31.7%)が、それぞれ上位となっている。校区外の学校に就学している回答者の方が、より学校の教育内容等を重視していることがうかがえる結果となっている。

#### ・学校配置の適正化、施設一体型小中一貫校の整備(いまみや小中一貫校の整備)

大阪市では、長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、適正規模を満たしていない小学校数が、市全体の3割を占めるに至る中、22年2月に大阪市学校適正配置審議会より「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」が出され、11学級以下の小学校を適正化の対象として整理し、小規模校が抱えている課題の改善と良好な教育環境の整備のため、区との連携のもと、学校配置の適正化に努めてきている。26年度については、特に速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある12校のうち、4校については、27年4月の統合を決定し、6校が再編プランを確定、再編プランを検討中の学校が2校であった。また、今後の児童数の推移を注視し、順次取組に着手する小学校78校のうち、3校については、27年4月の統合を決定し、20校が再編プランに基づき保護者・地域住民への説明会を実施、再編プランを検討中の学校が55校であった。さらに上記の統合のうち、西成区の萩之茶屋小学校、今宮小学校、弘治小学校3校が統合し、新今宮小学校として今宮中学校の校地に設置することにより、「いまみや小中一貫校(愛称)」を27年4月に開校した。「いまみや小中一貫校(愛称)」については、1年生からの英語学習や小学校からの一部教科担任制、小学校からの部活動など、小中一貫校の特性を生かした特色ある教育内容を整備し、全市より児童生徒を募集し、62名が校区外より就学している。

#### 【まとめ】

本市には500校以上の学校園があり、学校園の状況は多様で、区や学校によって学力に大きな差があるという特徴があることを踏まえ、区ごと学校ごとにきめの細かい支援をしていく必要がある。そのために学校に近い区担当教育次長が、校長と話をしながら戦略的に学力向上策等に取り組んでいく、分権型教育行政システムを整備したところである。今後は、その仕組みに応じた具体的な施策を実施していくとともに、教育委員会事務局及び校園長の意識改革を進め、学校現場の負担軽減など新たな課題への対策を講じながら、改革の更なる推進を図っていく。

## 2 各委員の取組等に関する自己評価結果

教育委員会の各委員が、大阪市教育行政基本条例第6条第2項の規定により、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために26年度において自ら行った取組、活動の状況について点検及び評価を行った結果は、次に掲げるとおりである。

### 【大森委員長】

#### ・はじめに

26年度も、前年度に引き続き、教育行政について重大な権限と責任を担う合議制機関の一員としての職務を全うできるよう、非常勤職としての時間的制約の中で、最大限の労力を傾注してきた。また、委員長として、教育委員会を代表する重責を感じながら、大阪市の教育にとって最善の判断を心がけて、教育委員会会議を主宰する職責を果たしてきた。

この間、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例並びに大阪市教育振興基本計画に基づき、引き続き、教育改革の推進に注力した。改革とは、高邁な理念・方針をうたい上げ、後は実務家や現場に任せれば進むというものではない。政策は、具体策のデザイン次第で、提案者の意図とは似ても似つかぬ結果をもたらしたり、骨抜きになったりもする。「神は細部に宿り給う」のである。

また、合議制の教育委員会は、方針・政策の意思決定だけに責任を負っているのではなく、執行機関として日々の行政運営にも法的な責任を負っている。結局のところ、日々の行政運営や危機管理と中長期的な政策・改革は切り離せないのである。教育行政の運営について、委員として、委員長として、能う限りの貢献に努めてきたと自負している。

#### ・桜宮高校の事案の反省と教訓を忘れることなく

24年12月に発生した桜宮高校の痛ましい事案は、子どもたちに対する我々委員の責任と危機管理能力を厳しく問うものであると同時に、一過性ではなく継続的な教育改革を加速化する必要性を痛感させるものであり、26年度においてもこの改革の取組は続いた。26年12月9日、「体罰・暴力行為を許さない学校づくりの徹底について」を決定し、同事案発生後の2年間の取組を総括し、決意を新たにして、体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりに一丸となって取り組んでいくこととするとともに、「体罰・暴力行為に対する処分等の基準について」を策定し、体罰・暴力行為を行った教職員に対する懲戒処分及び行政措置の量定の判断に当たり、児童生徒の非違行為がある場合とない場合をきちんと区分し、「非違行為のない児童生徒に対する行為」に対しては一層厳正に対処していくこととした。

以上のような取組の成果として、体罰・暴力行為の発生件数は、24年度は502件、25年度は148件、26年度は99件となり、24年度と比較すると25年度は3分の1以下、26年度は5分の1程度へと減少してきている。このことは、発生した事案は速やかに教育委員会に報告するという仕組み、すなわち、外部監察チーム報告書(25年4月30日)の指摘・勧告した体罰・暴力行為が顕在化し難い傾向を認識した上での事案に対する適切な処理体制が、機能していることを示しているものであると考えられる。しかしながら、本市の学校と教育委員会は、痛ましい事案とその教訓を片時も忘れることなく、引き続き、体罰・暴力行為を許さない学校づくりの徹底に取り組んでいくこととしている。

#### ・教育委員会改革と学校運営改革の一体的推進

桜宮高校の事案に関する外部監察チームの報告書が的確に指摘した教育委員会事務局と学校が構成する教育界の閉鎖性や不透明さ、教育行政と学校運営の境界線の曖昧さ、馴れ合いになりやすい傾向等の問題点を直視し、学校教育が子どもの最善の利益を目的として保護者・市民にとってオープンなものになるよう取り組み、その一環として、学校選択制や全国学力調査の学校別結果公表の定着を図ってきた。

また、市長部局と共同で進めた教育委員会のあり方の検討(25年12月に検討会議報告書を取りまとめ)は、

国の地方教育行政制度改革にも影響を与え、26年6月20日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された。改正後の同法においては、地方公共団体の長が総合教育会議における教育委員会との協議を経て教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされるなど、本市教育委員会が26年2月28日に文部科学大臣あてに要望した願意に概ね沿ったものになっている。本市は、大阪市教育行政基本条例において、市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成する旨規定するなど、国の新制度に類似した取組を進めてきた。私自身も、26年4月18日、衆議院文部科学委員会において参考人として意見陳述を行い、大阪市の教育行政における権限と責任の明確化の取組を紹介するとともに、桜宮高校の事案の反省の上に立って教育行政の閉鎖性等の問題点を指摘した。

従来の教育行政及び学校運営のあり方の問題点は、いじめや体罰等への対応に見られる隠蔽体質にとどまらない。学力をはじめとする教育成果に対する保護者や住民の願いに目を向けるよりも、教育界の身内同士が困らない配慮に傾きがち、という傾向は否めない。すなわち、民意が反映され難いのである。それゆえ、教育委員及び市長の関与による民主的統制と民意の反映が肝要となる。このように主張するのは、学校の自主性・自律性を軽視しているからではない。むしろ逆である。大阪市では、学校現場からイノベーションが起こるような教育改革をめざしている。そのためには、閉鎖的な教育行政に風穴を明け、教育界の組織文化を変えなければならない。教育関係者のムラ化が彼ら自身の活力を奪っているのである。

本市の教育改革は、校長が予算・人事面における一定の権限を有し、実際に学校をマネジメントすることができるようにする改革であり、既に、校長経営戦略予算、教職員人事における校長の意見の尊重及び校長による教員公募制の導入をはじめ、取組を開始している。

校長に権限を担ってもらう以上は、教育成果に関する保護者や市民への説明責任も担ってもらう必要がある。教育は数字だけでは表せない。しかし、数字で表せるものを表すことは大切である。全国学力調査の学校別結果の公表の方針は、当初波紋を呼んだ。学校間の学力格差が見えてしまうと。だが、「公表によって格差が生まれる」のではない。「公表は格差があることを明らかにする」だけである。格差の存在を曖昧にごまかし、真剣に取り組むべき課題として直視しないことと、どちらが格差是正に真摯に取り組む姿勢かは、明らかではなからうか。これまで学校別調査結果の公表に消極的であった文部科学省も、ついに方針を変更した。

本市の小・中学校における全国学力調査結果の公表以降、一部の人々が指摘したような問題やトラブルが起きたとの報告は今のところない。保護者や市民の皆さんにもっと関心を持っていただきたいとすら思う。学校選択制に関連して区ごとに作成する学校案内において、「全国学力・学習状況調査」・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等が掲載されているので、保護者の方々に静かに注目されることを願っている。教育行政は、教育を提供する側の論理ではなく、教育の受益者側の論理に立って、子ども・保護者本位、市民本位の判断をしていかなければならない。

#### ・校内人事等に関する校内規定の問題

本市の教育改革において、学校の責任者としてマネジメントを託され、日々の教育活動のリーダーとして教職員を率いる校長が果たすべき役割は、非常に重要なものである。ところが、校長による学校マネジメントという理念が砂上の楼閣ではないか、その土台そのものが実はできていないのではないかと疑わしめる実態が明らかになった。25年度から26年度にかけて、校内人事や職員会議に関し、校長の権限を制約又は侵害する内容の校内規定の存在が明るみになったのである。教育委員会としては、この事実を重く受け止め、こうした規定が存在する限り、教職員が実質的に決定したことを校長が追認しているとの疑念を払拭できないことから、26年7月29日に開催された教育委員会会議において、学校管理規則を一部改正し、職員会議及び校内人事に関する禁止事項等を明記することを決定した。

校内規定の問題は、単なる内部的問題にとどまらない意味を持っており、子ども・保護者や市民とは遠い

問題とみなすべきではない。学校の学習指導や生活指導に関し、児童生徒と保護者の切実な願いが聞き容れられる学校運営になっているか。校長がリーダーシップを発揮し難い学校運営のあり方が、学力問題や問題行動に対する学校を挙げての組織的取組の障害になっていないか。そうした学校運営の本質に関わる問題として捉えるべきものである。本市以外の自治体にも問題が広がる中、文部科学省も、26年6月27日付け通知により、全国の実態調査と是正指導に乗り出すに至った。

学校教育法に照らして不適切な校内規定の問題が明るみになる最初のきっかけは、公募によって外部から登用された校長による問題提起であった。当該校長が26年7月31日に減給の懲戒処分を受けて依願退職したことは誠に遺憾であったが、当該校長の不祥事によって校内規定の問題自体の重大性がいささかも減じるものではない。

### ・校長公募をめぐる課題

大阪市立学校活性化条例に基づく公募によって校長へ登用される外部人材に期待されるのは、教育界における組織文化の変革である。授業はもとより、子どもたちや保護者そして地域住民との人間関係の中で、目前で発生する様々な出来事や問題への対応に追われ、多忙な日々を過ごす学校現場には、中長期的な課題意識が生まれにくく、変革の意思が欠如しやすい。解決すべき課題を明確化して目標を設定し、課題解決のための方策を計画し、資源を投入する「目標志向のマネジメント」の浸透は、民間人校長に期待される役割の一つである。

また、閉鎖的な教育界内部を「見える化」し、世間から見れば非常識な学校の常識をあぶり出す機能も求められる。桜宮高校の事案に関する外部監察チーム報告書は、学校と教委事務局のなれ合いや隠蔽体質を指摘した。大阪市内に限らない長年の宿弊である。過去の文部省の指導を受けた是正指導にもかかわらず、実は是正されておらず、外部社会に知られることなく温存されていた校内人事等の校内規定の問題も、同じ体質に根ざしている。学校に限らず組織の運営に多様な価値観を取り入れるには、人材の多様性が必要である。

誤解のないよう付言すると、教育界の特殊性を論じているのではない。オリンパス事件に見られるように、会社のためと言いつつ、その実、ボスや同僚そして自身の保身のため、法的な正義はもとより、会社の真の利益をも犠牲にしかねない、ムラ社会的・共同体的な傾向は、企業であろうが、官僚機構であろうが、同様に存在する。組織の変革には、「よそ者、バカ者、若者」が必要と言われる。主流の価値観に染まらず、しがらみがない。半面、偏見や排斥の対象になる場合もある。校長公募によって、内部人材（教頭）のみならず、外部人材（民間人等）を登用することの意義は、こうした普遍的文脈からも捉えなければならない。

しかるに、校長公募の実施初年度である25年度に採用された外部公募校長11人のうち、26年度8月時点で4人が既に退職又は免職となった。これらのうち懲戒処分を行った事案は、校長としてあってはならない非違行為であり、このような事案が発生したことは、誠に遺憾であり、任命権者であり服務監督権者でもある教育委員会を代表して、深くお詫び申しあげた次第である。この結果にかんがみ、24年度中に行われた募集・選考のあり方など採用プロセスについて課題があったことは否めない。初年度の課題としては、条例施行から募集開始までに時間的余裕がなかった事情もあって、求める人物像が具体的でなかったこと、また、面接においても人物を見極めるための十分な時間を取らなかったこと、さらに、人物本位の選考に徹し切れていなかったことなどが挙げられよう。

教育委員会としては、2年目に当たる26年度採用のために25年度中に実施した募集・選考の時点から、人物本位の選考に改善したところである。また、それまでの教訓を踏まえ、民間人校長がアウェー状態で現場に入ることを前提とした研修の充実や採用後の支援態勢の強化を図った。さらに、27年度採用のために26年度中に実施する校長公募に当たっては、公募制度のあり方検討プロジェクトチームでの検討内容や市会審議における指摘を踏まえ、教育委員会事務局内にワーキング・グループを設けて様々なアイデアを出し、一層の改善を図った。具体的には、まず、子どもたちの最善の利益をはじめとする教育的視点を重視するとと

もに、教職員や保護者・地域との信頼関係をはじめとする学校の特性を踏まえた組織マネジメント能力を明確化するなど、求める人物像をより具体化した。また、子どもや教育に関わった経験を問うこととした。さらに、一次選考に論述試験の形で当日試験を追加するとともに、二次選考において集団討論を導入するなど、様々な改善策を講じている。

教育委員会としては、今後とも、採用プロセスの継続的な検証と改善を図りながら、大阪市立学校活性化条例の規定に基づく公募によって適材を校長に採用することにより、責任を果たしていく必要がある。

#### ・本市における公募制度のあり方の検討

なお、校長公募に関連して、公募制度のあり方検討プロジェクトチーム（25年12月から26年5月までの間に会議を6回開催）について付言しておく。このプロジェクトチームの座長代行を務めるに当たり、私は、外部人材のみならず内部人材にとっても、本市の公募職（区長、局長、校長）を経験することが、人材市場で高く評価されるような将来像を展望してきた。なぜなら、組織を預かる公募職には、大過なく過ごす無難なだけがとりえの人材ではなく、市民のための実績・成果を出す人材が求められているからである。

本市の公募は、「内外公募」であり、外部だけでなく内部からも応募でき、多様な人材が出身の如何を問わず、競い合いの中で高め合うところに意味がある。プロジェクトチームが取りまとめた「公募制度のあり方について」においては、「内外同一の取扱い」とすべしという基本理念を打ち出した。本市の「公募職」は、出身が内部であろうと、外部であろうと、組織のトップとしての重責を担うことに変わりはない。公務員としての任期や適格性とは別の職（ポスト）としての任期や適格性、適格性を欠く場合の対応、優秀な人材を確保するための方策等について、内外の人材を同一に取り扱うとの理念で論点を整理した。その職に必要な適格性を欠く場合には、内外問わず、解任（人事異動・降任）していく方針を示しているほか、外部人材については原則3年の任期を1年更新で運用していくことを示している。

地方公務員及び国家公務員を含め、日本の公務員制度改革は、他の先進諸国に比べ、大きく立ち遅れている。ほぼ終身雇用の内部人材のみから成り、しかも本人の自発的意思に基づかない人事異動制度が基本になっている日本の公務員制度の常識は、世界の常識ではない。諸外国の公務員制度改革は、公募制を含む柔軟な人材登用システムへの移行が主流となっている。大阪市の内外公募の取組は、日本の公務員制度改革を先導するものであるとも言える。こうした取組が全国各地の自治体や国に広がれば、公務員における人材の流動性・多様性が確保され、日本の公務員制度も国際標準に近づくことになる。

#### ・ぶれることのない改革の継続：子どもたちの最善の利益のために

桜宮高校の教訓を忘れることなく、教育行政基本条例及び学校活性化条例に基づく本市の教育行政の軸は、ぶれることなく継続している。大阪市の学校教育は、教育行政基本条例の規定によって策定された教育振興基本計画に基づき、他の自治体に例を見ないスピードで進められている様々な改革の渦中にある。しかし、めざす目標は、そう複雑ではない。求められるのは、いじめや暴力のない安全・安心な学校、落ち着いて勉強できる環境の中で、子どもたちの学力を向上させて欲しい、その一点である。その方法論については、多様な創意工夫があつて良い。しかし、「大阪の学校は、生活指導で手一杯だから、学力にまで手が回らない」といった言い訳は、保護者や市民の皆様に通じない。

大阪には、「しんどい学校」が多数ある。教育委員会は、市長と連携して、厳しい財政状況の中でも、26年度予算においてしんどい学校の学力向上や生活指導を支援するための事業経費を確保し、支援に注力してきた。しかし、予算だけでは、お金だけでは、学力は上がらない。市役所の建物の中から、子どもたちの学力を上げることはできない。学力を向上できるのは、学校現場だけである。校長の方針の下、教師が一丸となって、子どもたちに高い期待をかけ続けることが必要である。「この子たちに期待できるのは、この程度」などと、期待を低くする意識・無意識は、学校から追放してもらわなければならない。我々は皆、子どもの潜在能力を信じなければいけない。「分かった」「できた」という経験で、子どもは伸びる。まず校長が信じ

る。そして、教職員にその信念を共有してもらおう。市内の各学校の組織風土をそのようなものにしていかなければならない。

学校による学力向上・生活指導等の取組を支援する上で、人事は、予算と同様、あるいはそれ以上に重要な政策手段である。教育政策の一環として、人事方針を打ち出すだけでなく、実際の人事がどう行われているかを確認し、改善することは、委員の重要な役割の一つである。ところが、従来、合議制教育委員会すなわち教育委員は、そのような役割を果たしてこなかった。教育活動や学校運営の改善にとって重大な意味を持つ校長人事は、事務局任せであった。おそらく全国の教育委員会の多くも同様の実態であろうと推察される。我々委員の人事面での職責を果たすべく、前年度の取組を更に充実し、26年度末定期異動人事においては、22～26年度の学力学習状況調査の平均順位が下位20%の学校には学力の課題解決に向けて意欲と能力が高い校長を配置するとともに、成果が表れてきている学校の校長について評価育成システムにおける評価に反映する一方、任期中に成果が表れない課題校の校長については異動を図るなど、特に課題を有する学校に対する校長人事面での支援に努めた。

学校で対応が困難な児童生徒の問題行動のうち、特に重篤な事案には、教員や専門家等で構成する特別な組織体制により手厚い個別指導を実施する「個別指導教室」を設置することを立案・決定した（27年4月に設置）。

いじめの問題については、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」の設置に向けた調整を市長部局とともに進め、27年6月に設置された。また、大阪市いじめ対策基本方針の策定に向けて、26年度中に原案を作成し、国の動向等を見極めた上で検討を進め、27年8月25日の教育委員会会議にて決定した。同基本方針は、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」の最優先等を基本理念とし、回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」、「被害児童生徒」の定義（未確認でも被害者として扱う）、被害児童生徒・保護者の「知る権利」（P6、P11）の明示、隠蔽には厳正に対処（非違行為として懲戒処分等）、混乱の鎮静化を優先しない（被害者を二次被害から守る）、救済ルートの確保、「いじめSOS」、対処ルールの明確化（「教育的配慮」を名目とする恣意性を排除）、犯罪行為は「全て必ず」警察へ通報、出席停止の措置及び個別指導教室における指導、加害児童生徒等の転校の意思確認（「被害者が転校」という常識への挑戦）、第三者委員会からの調査結果及び意見具申の「公表」原則など、独自性と特色を有する具体策を盛り込むことにより、被害児童生徒及びその保護者の視点から実効性ある基本方針となるよう注力した。

#### ・きめ細かな教育課題への取組

本市においては、教育現場における課題を直視し、きめ細かな取組に努めてきている。

そうした取組の一環として、中学校における運動部活動のあり方を改善するとともに、教職員の過重負担の解消を図るため、部活動の指導者の派遣を民間団体に委託するモデル事業（27年度予算事業）を企画・決定した。

また、障がいのある子どもに関する就学相談・手続等に関する改善方針を立案した。方針の内容は、保護者向けの丁寧で分かりやすい資料を作成し、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて渡し、漏れのない情報提供に努めること、同じ資料を市立小・中学校はもとより、保健・医療・福祉等の関係機関にも配付し、関係者の認識の共有を図ること、教育委員会及び小学校が幼稚園・保育所・認定こども園等と連携しつつ、保護者と一緒に「個別の教育支援計画」を作成し、「合理的配慮」等に関する合意形成と共通認識の醸成を図ること、その過程で障がいのある子どもと保護者の意向を最大限尊重する基本姿勢を徹底すること、校長・教頭等を対象とする研修・説明会等を通じて就学相談・支援の開始に当たっては自校で受け入れるという姿勢で臨むよう改めて指導すること、充実した情報提供や学校見学・体験入学を保障すること、教育的ニーズ等の丁寧な把握を確立すること等を含む。

さらに、本市独自の就学前教育カリキュラムについても、策定に向けた議論を主導したところ、専門家の

意見を聴取しつつ、現場（幼稚園及び保育所）の代表者等の多大な貢献により、27年3月に完成した。

#### ・そして、更なる改革の加速化へ

本市においては、市長と連携しつつ、区長が校長の人事に意見を述べる仕組み、区における教育改革推進の協議体、区独自の学校支援策の推進など、教育行政における区の役割を強化する分権型教育行政システムへの転換を立案し、推進してきている。

また、校長・教頭や新規採用者の確保に向けた給与処遇の改善及び年功的な給与体系からの転換を図り、職責・業績に基づく給与制度を構築するため、教育職給料表の改定や教職員の評価・育成システムの抜本的見直しを含む新たな人事・給与システムの構築を提案し、検討を開始した。

さらに、大阪市は、市長と教育委員会の連携により、公立学校の管理運営の民間委託すなわち「公設民営学校」という新しい公立学校教育の姿を先導的に実現して、日本の教育の再興に貢献すべく、国と共に構想の検討を進めてきている。私自身も、内閣府に設置された国家戦略特区ワーキンググループに度々出席して意見を述べるなど（25～26年度）、構想の推進と制度化に注力してきた。公設民営学校の制度化のための法案（国家戦略特別区域法改正法案）は、2014年秋の臨時国会（衆院解散で廃案）及び2015年の通常国会へ提出され、2015年7月に成立した。国際社会で活躍するグローバル人材の育成及びイノベーションをもたらす人材の育成に資する中高一貫校など、市立学校の管理運営を民間に委託することで多様な公教育の実現をめざしている。民間のアイデアや資源を活用して多様な教育の実現を図るとともに、教育の機会均等の保障については国や府と分担して本市の責任を果たしていく方針である。

#### ・調査書（内申書）の改革

大阪府では、来春の高等学校入学者選抜から、調査書（内申書）に記載される評定、すなわち、いわゆる内申点を「相対評価」から「いわゆる絶対評価」に変更することが、既に24年8月に大阪府教育委員会によって決定されていた。それ以来、大阪市教育委員会としては、「入試は公平でなければならない」という認識のもと、府内統一ルールを設定・明示するよう、府教育委員会に対し、何度も繰り返し要望をしてきた。しかし、最も比重の重い中学3年生の内申点について府内統一ルールが設けられないまま、成績評価が目前に迫ったため、27年3月24日に、評価の公平性と透明性を担保するための本市独自の方針を決定した。

幸い、本市の方針決定を受けて、大阪府教育委員会は従来の方針を転換し、27年4月10日、大阪府教育委員会会議において、第3学年の内申点に関する府内統一基準が決定された。中学校や生徒・保護者のために、もっと早く決着すべきであったことは、申すまでもない。この点については、早期に府教育委員会に統一ルールを示してもらえるに至らなかった、私どもの力不足を申し訳なく思う。しかし、統一基準が示されないまま、不公平な内申点による無秩序な入試によって、今年度の中学3年生が被害をこうむるよりは、遅かったとはいえ、今般、府教育委員会が公平な入試のための決断をされたことは、高く評価している。そして、本市教育委員会が不退転の決意で27年3月24日に方針を決定したことが、府教育委員会の背中を押して、決断に至ったことは事実である。

そこで、大阪市教育委員会は、27年4月13日の教育委員会会議において、同年3月24日に決定した方針を改定し、大阪府教育委員会の府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で評定を実施することを決定した。これにより、全国学力・学習状況調査の結果に基づき、各中学校の「評定平均の範囲」が決まることとなった。分かりやすく説明すると、全国学力調査においてある中学校の平均正答率が高ければ高いほど、その中学校はより多くの生徒に高い内申点を与えることができる、という仕組みである。

また、大阪市においては、府内統一基準によって中学校間での公平性を担保することに加え、生徒間でも公平性を担保するため、大阪市統一テストを実施し、活用する。このテストで市内上位の得点を得た生徒には一定の内申点を保障する一方で、学校での日常の学習成績もきちんと評価する。分かりやすく言うと、生

徒にとっては、どちらか良い方が内申点になる、いわばダブルチャンスということである。

#### ・審議・決定等への参画

教育行政運営の成果と課題及び教育改革推進の到達点と反省点については、このほかにも様々な省察・感慨を抱いているが、以下のとおり、あえて客観的な実績（教育委員会の実績ではなく、一委員としての実績）の記述を以って、自己点検・評価の筆を置きたい。

26年度中に開催された教育委員会会議（定例会24回及び臨時会7回で計31回）及び教育委員協議会（計31回）の全てに出席し、多くの議案・協議事項について積極的に意見を述べ、ときには事務局原案の元となる提案を行い、あるいは会議の場で事務局原案の修正をもたらすなど、合議制機関としての教育委員会の適切な意思決定に貢献した。

また、市会本会議に2回、教育子ども委員会に6回、財政総務委員会に2回出席し、教育委員会の見解を答弁した。さらに、教員採用及び校長公募（内外公募）の面接選考に参画し、任期付（外部公募）校長への講話、新規採用発令式や全市校園長会等での挨拶等を行った。

### 【林委員】

#### ・はじめに

26年度も前年度に引き続き、教育行政への重大な権限と責任を担う合議制機関の一員として、職務を全うできるようにできる限りの努力を行い、教育委員会会議、協議会の全てに出席し、必要な審議・議決に加わった。また、委員長職務代理者として、各種式典等への出席や、教員採用・校長公募の選考、学校訪問等の教育委員としての活動を行った。

#### ・課題を有する学校への支援

今年度は、教育の質の向上、結果としての学力向上のためには、教育現場への支援が欠かせないとの認識から、特に課題を有する学校への支援を重点的に行った。具体的には、学習サポーターの配置（学力面の課題が大きい児童生徒に対して、個々にアドバイスを与える等の支援を行う人員を、特に学力向上に取り組んでいる小・中学校に配置）と生活指導支援員の配置（落ち着いた学習環境を保障し、また教員の負担軽減を図るために、警察官経験者や児童生徒の指導経験者等を生活指導支援員として配置）であったが、校長人事による支援も必要ではないかと提言し、協議の結果、25年度末定期異動人事において全国学力・学習調査結果が低迷している学校に比較的高い評価の校長を配置することとなった。

#### ・事前にルールを明示しルールに基づく行動を求める

桜宮高等学校の痛ましい事案を受け、体罰・暴力行為の根絶を目標に「体罰・暴力行為の防止指針」を25年度に定め、現在も運用している。研修会等を通じて学校現場に浸透したのではないと思うが、残念ながら今もなお、多数の体罰・暴力行為の報告を受け教育委員会で処分量定を審議することが続いている。（24年度に比べれば約1/5と減少していることは評価できるが。）今までも処分量定の基準を参照しながら個々の事案を勘案し、丁寧に審議を行い、処分量定を決定してきた。しかしその過程で、「非違行為のない児童生徒に対する、懲戒目的とは言えない行為」や「正当防衛または正当行為」と考えられる事案もあり、量定の決定に意見が分かれることもあった。こうした経緯を踏まえ、「非違行為のない児童生徒に対する行為」に対する処分をいっそう厳正に対処することに決めた。このルールを教職員に対して事前に広く周知し、その効果として体罰・暴力行為の根絶を期待するとともに、更に暴力的指導に頼らない、人格の尊厳に根ざした指導方法の確立を図っていく。

同様に、生徒・児童・保護者にも学校生活を送る上でのルールを事前に明示することが重要であると考え。各校で既に作られている例もあると聞くが、大阪市の公立学校として誰もが納得し、誰もが守るべき学校の共通なルール「安心ルール」の作成が待たれるところである。その事前周知と運用により、学校現場の

問題行動が減り、教職員の対応による負担が軽減することを期待したい。

### ・市長と教育委員の協議

27年度より全国で実施されている「総合教育会議」に先駆け、大阪市教育振興基本計画に基づく教育施策の充実とスピードアップのために、市長と教育委員の協議が4月より始まり6回実施された。初回には、教育委員会事務局内に「教育改革プロジェクトチーム」の設置が提案され、各々重点的な施策に取り組むことが決められた。その際、効果的な実施のためには学校現場の課題とニーズを的確に把握することが重要と考え、現場の校長・教頭・教職員の意見・要望をくみ取る必要があると提言した。教育改革プロジェクトチーム（PT）の一つとして、協働ワーキンググループ（WG）が設置され、校務支援ICTシステムを活用した現場の意見をすくい上げる仕組みが整った。ここでの意見や、市長と教育委員の協議に参加した教育現場代表者の意見が決定に反映されることとなった。

協議の内容は、教育の質を上げるための学校現場への支援が中心となり、学校運営における校長の組織マネジメントの確立、教頭や教員の校務負担の軽減、学校で解決が困難な事案に対する専門家チームによる支援、若手教員の育成、ルールに基づく安心できる学校づくりについて、中学校給食の改善、教室環境の改善、部活動指導の今後のあり方について、学校図書館の充実等々、諸課題について協議が行われ方針が決定された。この決定は、速やかに実行に移され、27年度の予算に反映され実施されている。特に、中学校給食の改善、部活動指導の今後のあり方、学校図書館の充実の3事案については、教育委員となる以前から問題意識を持っており、検討対象となったことをうれしく思っている。

**中学校給食の改善**については、温かいおかずの提供の実現に向けて中長期的な視点で検討することを提言した。中学校給食実施PTで詳細の検討が行われ、自校調理方式、親子調理方式を含め、今後6年間を目途に順次実現していく予定であることが報告されている。まずは27年度より、小中一貫校の中学生に自校調理の温かい給食の提供が始まっている。

**部活動指導の今後のあり方**の協議では、市長より、教員の負担軽減の観点より提案があったが、受益者である生徒の充足の観点も含めて、今後のあり方を検討するよう要望を行った。今のスポーツエリート養成は幼少期からの専門的な指導が必要であるという現状と、大阪市の中学生の体力向上という命題も忘れず、今後の部活動指導を模索しなければならないと考える。地域ボランティアやスポーツチームとの連携も視野にいれ、27年度には、モデル校にて様々なパターンの取組を行い検証する。

**学校図書館の充実**に関しては、随分前よりその必要性は認識され、地域図書館ボランティアを活用した教育委員会としての取組は始まっていた。子どもたちのために図書館の充実を望んでいた私もその一員として活動しているが、その対応は校長の経営戦略予算の獲得等、各校の自主性に任せられていた。今回の協議でこの議題が取り上げられ、全ての学校図書館のハード面の充実が市長により確約された。図書館というものの性質上、人の手によるメンテナンスが欠かせない。教職員の負担軽減の観点からもその中心になる人（コーディネーター）が必要であると提言し、配置されることとなった。全ての学校において充実した図書館となり開館時間が増えることによって、様々な本に出会える場所、子どもの好奇心に応えられる場所となり、調べ学習の拠点となること、また子どもの居場所の一つとなることを期待する。

6回にわたる市長と教育委員の協議の議論の中で、今後の教育行政の方向性が明確になっていったと感じている。

大きな命題である学力向上・体力向上のために必要なことは、結局、子ども一人一人の現状と課題を的確に把握した上で達成可能な目標を設定し、その子どもにとって適切な方法を提示して実行を促し、結果について適切に評価してほめることによって子どもの自尊感情を育て、良いサイクルに導くことなのではないかと考えるようになった。子どものPDCAサイクルを回すのである。それが結果として全体のレベルアップにつながるのではないだろうか。この個人の個性に応じたきめ細やかな教育を実現するためには、現場の先

生方の専門性、熱意と努力に負うところが大きいですが、教育行政ができる限りサポートする必要があることを私自身が再認識した次第である。第3回の協議では市長より、教員の負担軽減のために、従来の個人商店型の学校組織を変革し、校長の組織マネジメント体制を確立する必要があるのではないかとの問題提起があった。子どもの個性を最大限尊重し、伸ばそうとする教育は、組織体制を確立し効率よく効果的に行うことによって実現するのではないかとということである。

大阪市教育行政としても同じことが言える。25年度より学校園長に対して同様のP D C Aサイクルを回すことを求めているが、成果は上がっているだろうか。校長経営戦略予算や校長による教員公募制度、教員の希望転任制度等を存分に活用して欲しい。更に成果を上げるためには、各校園の実状に応じたサポートをする必要があるとの認識が協議の中で共有され、27年度から、地域や学校により近い立場にある区長に責任と権限を明確化して「区担当教育次長」として教育行政を担ってもらい、校園長や保護者・地域住民などの意見をくみ取りながら、より適切な校園のサポートを行っていくこととなっている。質の高い教育を実現するための分権型教育行政システムである。また特に、学力向上に向けては学力向上推進P Tと教育センター機能強化P Tが立ち上がり、各校にきめ細やかな対応が行われている。全国学力・学習状況調査の詳細な分析を行い、現状と課題を的確に把握し、成果の上がっている学校の取組を共有するなど、学校の実状に応じて対応が提示されている。さらに、学校のニーズに応じた研修やカリキュラムの開発、大阪市スタンダード授業モデルの確立等、教育センターの果たす役割も大きい。今年度は、学力向上にのみ着目した取組であったが、体力向上についても、同様のアプローチが必要であると考ええる。全ては、現状把握と課題認識からである。対応には、専門家の意見が必須であろう。

#### ・高校入学者選抜制度の改善について

大阪府教育委員会が、28年度以降の入学者選抜制度改善の検討を行い、調査書における内申点の評価を、現行の相対評価より目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に変更するとしたため、制度設計を行うに当たり大阪市教育委員会として、絶対評価の基準となる到達度テストの実施を24年度より要望していた。その要望は、「チャレンジテスト」として実現したが、残念ながら、1・2年生3学期での実施にとどまり、受験生の実力を十分に反映する3年生2学期の実施は見送られた。高校入試は生徒一人一人にとって、その後の人生を左右する重大事であり、保護者にとっても最大の関心事である。当然ながら、その選抜方法は、公平・公正で妥当なものであり、わかりやすいものでなくてはならない。また、入試後に補正等が行われず、ルールは事前に明示されなくてはならない。この大原則を繰り返し大阪府教育委員会に訴えるとともに、大森委員長、橋下市長をはじめとする関係者各位のご尽力により、全国学力・学習状況調査の結果を基準として、内申点となる5段階の分布割合の目安を定め、府内の統一基準を設定する制度設計に遂に決まった。また、以前の相対評価の欠点であった学校間格差による不公平も是正されることとなった。現在、入学選抜の基準に全国学力・学習状況調査の結果を使用することに対して、文部科学省の専門家会議が反対しているが、「統一的なものさし」として活用することに何の不都合があるのだろうか。学校間の競争が激化し、教師による不正が行われるとでもいうのであろうか。このテスト結果が個人の入試選抜における利益に大きく関与しないことは制度をきちんと理解すれば明らかである。

大阪市教育委員会としては、より公平・公正で生徒・保護者の納得度の高い内申点評価とするために、「大阪市統一テスト」を3年生2学期に実施することを決めた。内申点は、普段の学習態度や目標への到達度を教師が評価し付けるものであるが、真面目に努力することが性格的に苦手な生徒（男子生徒に多い）や、病気で登校できていない生徒にとっては、高い点は望めず、高校入試への意欲、勉強へのモチベーションが下がってしまうことがある。そのような生徒を救う目的もあって、大阪市統一テストで優秀な成績をおさめた生徒には、高い内申点を担保する制度を設けた。さらに、受験生には、このテストで自分の実力を計り、来春の高校入試に向けて更に高い目標を掲げ努力することを期待し、学校の先生方には、テストの分析結果

を有効に活用し、生徒にとって最善な志望校選択を実現する、エビデンスに基づいた進路指導をお願いしたい。

#### ・最後に

26年度は、大きく舵をきった大阪市の教育改革が、方向を見定め、全速前進を始めた1年だったように思う。橋下市長には、「現役世代への重点投資」という方針のもと、本気のサポートをしていただいた。多額の予算が投入され、教育環境の充実が実現することに、教育委員として、保護者として深くお礼申しあげたい。

### 【高尾委員】

#### ・生きよう

「福島 川内村 一人の卒業式」。3月23日のNHKニュースウオッチ9が伝えた。

川内村は、東日本大震災と原子力発電所事故のため全村避難を強いられた。その村でたった一人の卒業生、秋元千果さんがお礼の言葉を述べていた。

「友情の大切さや思いやることの大切さを知ることができました。」「転びながら泣きながら失敗しながら、助け合い、支え合い、一步ずつ確実に前進してきました。」

「一人だけど、一人ではない。寂しいけれど、かわいそうではない。笑顔の絆で結ばれた小学校生活でした。川内小学校で学んだことに自信と誇りを持ち、大きな希望を抱いて輝く未来へ旅立ちます。」

この少女のしっかりした言葉に胸をうたれた…。

大阪でも減災（防災）教育が始まる。「区（地域・住民）」と「学校」ががっちり結束した初の組織的チャレンジである。なんとなく一緒に、なんとなくバラバラだった両者。避難所開設でも、一方は「どこまでやってくれるだろう」と思い、他方は「どこまでしたらいいんだろう」と悩む。だが、今後、区長（区担当教育次長）の強力なリーダーシップのもと、地域実情に合致した効果的な減災に取り組むことになった。

方針の柱は、3つ。①減災＝「災害」は止められないが、人間の英知により被害を低減できる ②レジリエンス（resilience）＝どんな苦境にあっても立ち上がる力 ③共感＝人とひとがつながろうとする意思、である。

東日本大震災が起きてまもなく減災教育をお願いして、どれほどの歳月が経過したか。一時は大阪の減災教育が「心哀しいほどに遅れている」とまで感じたが、分権型教育行政のもとで、遅いながらも確実な一步を踏み出すことになる。

#### ・がんばる中学生！

大阪市では、たくさんの税金が教育に投入された。本当に成果を上げているだろうか？

全国学力・学習状況調査がある。いろんなことが端的に表れる重要な指標だ。この報告書に掲載されたデータを、私がどう見たか説明したい。

「大阪はアカン」。全国との大きな「差」。何年も言われてきた。いま中学生がその壁に力強く迫っている。8つの指標がある。国語と数学、それぞれでの無解答の割合（「知識」と「活用」の2つの分野）。正答率8割以上の割合（「知識」分野）、正答率3割以下の割合（「活用」分野）である。

この全指標で中学生は、全国との「差」を昨年より縮めた。無解答「まったく分からない」という生徒が大きく減った。国語「知識」分野での「差」は、わずか0・1ポイント、「活用」分野では、0・5ポイント。数学「知識」は、0・3ポイント、「活用」0・8ポイントのみ。（5年前、国語「活用」で3・0ポイント、数学「活用」で5・6ポイントも「差」があった。）同時に、正答率3割以下「ほとんど分からない」生徒の「差」も、とくに国語「活用」で改善され、正答率8割以上という生徒の「差」は、とくに数学「知識」で際立って良化している。

興味深いのは「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「将来の夢や目標を持っていますか」「自分に

はよいところがあると思いますか」「学校のきまり・規則を守っていますか」という質問への回答が上記数値と連動する形で確実に上昇していることだ。

厳しい環境の中で中学校の先生たちが懸命の努力をされている姿が浮かぶ。「授業の内容はよくわかりますか」「国語(数学)は好きですか」という質問。数学において23年に比べ「よくわかる」は、8ポイント、「好きです」は、5ポイントも伸びている。生徒や先生たちが変わり始めている。その原動力は何か。ぜひ、多くの観点から考えていただきたいと思う。

小学生。「差」において悪化した指標もあった。だが、無解答率での「差」は、国語「知識」を除き、改善又は横ばい。算数「活用」では全国を上回る、良い数字となった。何より「よく分かる」「好き」は、着実に「差」を縮めている。課題は、もちろんある。家庭で復習をしているか。全国との差は、とても大きい。様々な意味で「家庭」の大切さを再確認しても良いのではないか。

### ・忘れえぬこと

まさか。信じられない。そう思うことが起きた。ある大阪市立学校の部活動で生徒に暴力をふるい、懲戒免職になった元顧問教諭が、別の中学校で部活動指導を行っていた。中学校の顧問がこの元教諭と知り合いで、指導を依頼したという。

暴力行為があった学校では、一人の生徒が自殺の道を選んだ。覚悟した最後の夜、この生徒が家族と交わした心の交流には、何物にも代えがたい、愛おしさと切なさがあった。ひどい中傷は、真実とはかけ離れていた。

私は、「社会復帰」を否定しない。優秀な部活動指導者であれば、ぜひ指導してほしいと考えるだろう。優秀な成績。子どもたちも保護者もきっと喜ぶ。でもその前に、元顧問教諭に一言確認してほしかった。「先生、以前の出来事について、整理はキチンとできていますか？ 何が問題だったか、それをどうされたのでしょうか？」

指導を依頼した先生だけでなく、顔見知りだった管理職の先生も、元顧問教諭を素朴な善意で迎え入れた。この件が明らかになったとき、部活動の生徒や保護者から「先生は、熱心。愛情をもって指導していた。顧問を辞めさせないで」というご意見を頂戴した。これは、どこかで見た光景…と、たいへん辛くなった。

「命」は、そんなに軽いものだろうか。つい最近の出来事だと思うのに、何事もなかったかのように、世の中が流れる。執行猶予中という刑事責任を越えて、教育には、踏むべき手続きと、しかるべき時の流れが必要だと思う。

私たちは、忘れられる。しかし、我が子を奪われた両親と家族は、生きていく限り、この子を忘れることはない。癒えることのない悲しみの中で、子とともに生き続ける。この出来事で、自ら過ちを犯した私として、しっかり胸に刻んでいこうと思う。

### 【西村委員】

学力向上に向けて、阿倍野区にある公立小学校を訪問して、自学自習を促す算数の指導方法の研修をするとともに、学習困難な児童の学力を向上させる取組を行ってきた。学習の遅れた子どもたちの学力が、3か月位で伸びはじめ、クラス全体の学習意欲が見違えて高まっている。その後、今年の3月までに、学習の遅れた子どもたちの学力が4科目とも伸び、できる子どもたちも、自ら進んで先取りして学習するようになった。この取組と、効果的な学習指導が、他の公立学校現場にも共有されていくことが望まれる。

大阪市の教育改革については、公募校長への受験者が書く論文の課題を、校長としての資質を具体的にはかれるものにする必要があった。25年度には「大阪市教育振興基本計画」の改訂版から3つの課題を作成し、応募者にそれぞれのテーマに対する、自分の意見を書いてもらうことで、大阪市の学校現場で校長として教育改革に取り組む姿勢を判断できるようにしたが、26年度の応募者に対しては、あらかじめ問題を与えるの

ではなく、試験会場で与えられた課題について論文を書く方式に改めた。このことによって、論文の審査を通り、面接に残る候補者の質が格段に向上し、満足のいく公募校長を採用できた。

「大阪市教育振興基本計画」において、子どもたちの規範意識を育てるために、やってはいけないこと、やらなければいけないことを明示すること、基本的な規範、例えば「嘘をつかない」「ひとに親切にする」「ルールを守る」「勉強をする」繰り返し指導することが盛り込まれているが、その後の調査で、子どもの頃に上記の4つを親に言われた人たちは、進学率も高く、年収も高い傾向があることがわかっている。安心ルールづくりと合わせて、効果的な道徳指導により、問題行動を減らしていきたい。

これまで、誰もが守るべき学校のルールと、それを犯すことで生徒が何を失うかについて、共通の理解があったとは思えない。大阪市の公立学校生徒の問題行動を減らしていくためには、明確な日常の学校ルールづくりが求められる。25年度に、個人的に、国立教育政策研究所生徒指導 研究センター総括研究官の藤平 敦氏を訪問し、ゼロ・トレランスについて、文部科学省の見解と学校現場への浸透について、また、岡山学芸館高校を訪問して、ルールづくりと、活用の仕方、その効果について調査をした。その結果、誰もが納得するルールづくりとルールの事前明示が肝要であることがわかり、それを提案した。26年度には、大阪市における学校の共通なルール「安心ルール」を作っていくことに生かしていくことの方針を決めたが、最終的な「安心ルール」の作成に至っていない。即急に、大阪市の「安心ルール」を作成することで、「体罰・暴力行為防止指針」と合わせた運営を具体化するなら、学校現場の問題行動を減らすことが可能になる。

ICTソフトの中でも、校務支援ソフトは、子どもの状況を全教員、教頭、校長が共有できることで、問題行動の発生を未然に押さえるのに役立つソフトである。導入とその活用を更に進めていくことが期待できる。

## 【帯野委員】

### (1) 26年度の教育委員会の状況・課題についての認識

教育委員会会議のあり方に関しては、意思決定のプロセスをより明確にする必要があると考える。教育委員会と別途開催されている教育委員協議会は事務局との意見交換の場、レクチャーの場であると定義されているが、外部から見た場合に教育委員会会議との違いが不明確になりがちである。私的な場であるからこそ自由活発な意見交換が可能となっているが、仮に合意形成の場になるのであれば、委員全員の出席義務付け、議事進行や議事録が必要である。それが合意形成の場にならないよう留意しなければならない。

教育委員会に最も必要なものは現場の声である。現場からの意見を吸い上げるためには、まずは、委員会自身が速やかにわかりやすく情報を発信していくことが必要であると考え。そのために、今後もより徹底的に情報開示に努めていきたい。

### (2) 26年度に特に取り組んだこと

昨年6月に就任した自分にとって、26年度の10か月間は教育委員会に馴染むのに精一杯の期間であった。継続案件が多く過去の経緯の十分な情報を持っていなかったこと、新規案件が多岐多様にわたっていたこと等から、全ての案件を深く学習・理解するには至らず、個々の課題に積極的に取り組むには力不足であった。しかしながら、海外出張や特別の事情のある場合を除いて、全ての教育委員会会議に出席し、経営や他の行政委員を務めた経験から、適宜意見を述べるよう努力した。

### (3) その取組により、どのような成果があったか

一方で、就任時の抱負で述べた、①産業界と教育界をつなぐこと ②英語教育の改革に寄与することについては、自身の課題として取り組んだ。

①の「産業界と教育界の連携」については、まずは大阪市立の小中学校と大学とを連携させ、いわゆる指導・助言にとどまらない大学教員による出前授業や大学院生との交流を実現させようと、近隣の大学との連

携協定を模索、提案した。残念ながら実現には至っていないが、今後も引き続き取り組んでいきたい。また大学連携の先に、産業人による出前授業を実現し、児童生徒に生きた社会を教えること、また産業人自身に現在の教育の課題を理解させることに寄与したいと考える。

②の英語教育については、採用、研修、教育、全般に渡り自分なりに研究をした。大阪市教育振興基本計画は、25年度から27年度の3年間で、大阪市全体の中学校卒業段階において英検3級を有する生徒の割合を30%以上にする、特に重点校においては小学校6年生修了段階で英検5～3級程度、中学校では3年生修了段階で2～準1級程度の英語力を育成することを目標としている。しかしながら26年度の英語能力判定テストの結果は、大阪市全体の中学校3年生の3級取得者が24%と前年に比べ改善したものの、重点校は25.5%と大阪市全体との差は僅差に留まっている現状のままで27年度の目標達成が可能であるか否かは再確認する必要がある。

#### **(4) 今後の取組の方向性**

その分析結果と自身の研究成果を職員と共有しながら、次期教育振興基本計画の策定に備えたい。ちなみに英語教育については国レベルで過去の検証が十分に行われないうまま、30年度より小学校5年生からの英語の教科化が検討されており、そのことが現場の英語教員に不安を与えている。今後は中教審委員などの活動を通じて国の動きを迅速に現場に伝えるとともに、中央には現場の声をあげていきたいと考える。

#### **【山本委員（教育長）】**

本市では、教育や子育てなどの「現役世代への重点投資」を進めていることから、これまでから、25年3月に改訂した「大阪市教育振興基本計画」に基づきながら、新たな教育改革を推進してきた。教育改革の推進のため、本市の厳しい財政状況のもとであっても、教育予算が拡充されてきたが、27年度の施策の実現については、26年度に「市長と教育委員の協議」で現場の声を届けながら議論を重ね、必要と判断されてきたことが大きい。当然のことながら、「大阪市教育振興基本計画」に示されているとおり、子どもの最善の利益を第一とするならば、教育改革の方向性と学校園の現場の思いが同じ方向に向き、有効的に施策を進めていかなければならない。そのことを念頭に置きながら、26年度、私は教育長の立場にあって、現場との距離を短くしていきたいとの思いを強く持ち、任務を全うしてきた。今後も、現場との距離を更に短くし、行政と学校園が一丸となって、子どもたちのために、より良い教育行政を推進していく。

26年度の取組については、具体的取組26項目中23項目は目標を達成し、取組は順調に推移したものの、めざす目標の水準に達しなかったアウトカムも見られた。アウトカムは改善の傾向にあるが、学力等において、全国学力・学習状況調査における全国平均を上回るためには、改善の進捗の程度を高め、今後、取組がより有効性を発揮するようにしなければならない。そのためには、区や学校の実情に応じ、成果を更に伸ばし、課題の改善を支援するための施策を実施してまいりたい。

取組成果として、まず、「子どもの自立に必要な力の育成」に関しては、習熟度別少人数授業をはじめ、特に学力面で課題が大きい学校への、課外も含めた学習支援を行う学習サポーターの配置等、各取組を総合的に推進してきた。その結果、全国調査における各アウトカムは全国平均との差が縮まっている。また、25年度から取り組んでいる学校教育ICTや英語教育をはじめとするカリキュラムのイノベーションにつながるモデルについては優れた効果を発揮している。施設一体型小中一貫校においては、小学校高学年における教科担任制の導入を含めた特色ある教育内容を推進した。

いじめ・問題行動・不登校・児童虐待などの課題への対応については、スクールソーシャルワーカーを含む専門家チームを派遣し、専門的見地から学校に助言を行うとともに、生活指導上の課題に対し、生活指導

支援員を配置して学習環境づくりを進めるなどの支援を行った。さらに中学校給食については、区の実情に応じて新入生から学年単位または全学年一斉に、全員喫食による給食を実施した。

学力向上に関するモデル事業での成果や各校での優れた研究実践等を自校においてどのように取り入れるかについては、各校の学力の状況や課題の検証・分析に基づき、学校長が判断していけば良いが、授業での学習支援や課外での補充学習の充実等のきめ細かで多面的な支援を区と連携して行うとともに、ICT学習環境の活用や、生きた英語を学ぶ授業等の教育効果が見込まれるカリキュラムの実施を促すといった取組を推進していく。

また、児童生徒が安心できる学校づくりを進められるよう、「安心ルール表」の作成・周知や、「生活指導サポートセンター」の設置等、いじめ・問題行動・不登校・児童虐待などの課題を抱える子どもを支援するセーフティネットを充実する。

「学校教育の質の向上」に関しては、校長経営戦略予算加算配付対象校の拡大をはじめとする、校長がリーダーシップを発揮した学校マネジメントの支援の実施とともに、校務支援ICT等の学校をサポートするための環境整備、がんばる先生支援等を通じた教員の主体的な研究活動の支援、全小・中学校の全ての教員が年間1回以上の授業研究を実施するなどの校内研修の充実等を講じた。その結果、「学校教育の質の向上」に関するアウトカムは、概ね順調に推移している。児童生徒の学習に対する理解や興味・関心に関するアウトカムが目標を達成しなかったことが課題であるが、教員が指導力を十分に発揮するには、依然として教員の負担が大きい。副校長の配置拡大、教頭補佐（首席）や教頭補助の新規配置等の対応策に取り組むほか、地域や民間の指導力を活用した部活動の実証研究等の取組を実施する等、学校現場の負担軽減と校長のマネジメントの確立の支援を行う。

「市民が協働する仕組みづくりと生涯学習の支援」に関しては、全学校園に設置した学校協議会の活動が定着する中で、各学校園とも開かれた学校運営がより一層進められた。中学校区に設置する「学校元気アップ地域本部」は、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化などにおける支援体制を更に強化した。しかし、保護者や地域住民の学校の諸活動への参画や、生涯学習への参加に関するアウトカムは目標を達成しなかったことから、学校協議会や学校元気アップ地域本部事業の活動がより活性化するよう、区と連携して研修や連絡会を開催するなどの支援に取り組む。

さらに、より多くの市民が学習活動への参加のきっかけとなり、学習意欲を向上することができるよう、学習機会や活動の場、生涯学習関連情報等を提供するとともに、広報などを通じて施設の利用促進を進める。あわせて、区との連携により魅力ある学校図書館づくりを行う学校図書館活用推進事業などの実施により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

昨年度、「市長と教育委員の協議」などで協議してきた結果、今年度、新たに区長を区担当教育次長に充て、教育長の一定の権限と責任を24人の区長に分担させる分権型教育行政システムを整備することができた。学校の状況は多様で、学力についても区や学校によって差があることを踏まえると、全市一律に支援するだけでなく、その実情に応じた支援を進めていく必要がある。分権型教育システムの整備により、区担当教育次長が、区内の各学校の状況や施策の進捗を把握し、その状況に応じた学校への支援を担うことができるようになった。この仕組みに応じた具体的な施策を実施していくとともに、学校現場の負担軽減など新たな課題への対策を講じながら、改革の更なる推進を図ってまいりたい。